

LED 照明導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小企業者に対し、投資効果の高い LED 照明の導入を支援することで、消費電力を大幅に抑え、電気料金の削減を図る計画に対し、予算の定めるところにより、LED 照明導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成 11 年号外法律第 69 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) LED 照明器具 発光ダイオード（以下、「LED」という）を光源に使用した照明器具をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) LED 照明器具を取得し、市内の事業所に設置すること。
- (2) 既設の LED 照明以外の照明器具を工事により LED 照明器具に交換すること。
- (3) 交換工事は、市内の事業者が発注すること。
- (4) 国及び県、市、その他の地方公共団体又は産業支援機関により補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けようとする事業ではないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び限度額は、別表第 1、別表第 2 のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 申請時点の 1 年以上前に開業済であること。
- (4) 申請時点で従業員を雇用していること。
- (5) 申請日以前に国及び県、市、その他地方公共団体から補助金又は助成金等の交付決定の取り消しを受けていないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力

団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、同条第2項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請書の提出があった者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類及び帳簿を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（別記様式第3号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、その変更の内容が補助対象経費の変更で、その経費が変更前の20パーセント以内の額の減額変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助対象事業変更承認通知書（別記様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金実績報告書（別記様式第5号）に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知した後、これを交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は額の確定(以下「交付決定等」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令、条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定等の取消しをしたときは、補助金交付決定等取消通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(別記様式第8号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第9号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書(別記様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(報告又は調査)

第14条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金の額及び限度額
LED 照明導入に必要な設備費、工事費	補助対象経費の 1 / 3 以内の額とし、100 万円を限度額とする

備考

1. 上表の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2. 消費税、地方消費税、印紙税等の税金及び各種手数料（銀行振込手数料等）は補助対象外とする。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	内容
設備費	LED 照明（電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む。）の購入に要する費用
工事費	補助事業の実施に不可欠な設計、工事、既存の照明設備の撤去・処分に要する費用

別表第3 (第6条、第9条関係)

交付申請		実績報告	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) LED 照明導入促進補助金交付申請書 (別記様式第1号) (2) 見積書の写し (以下①～②を記載) <ul style="list-style-type: none"> ①経費の内訳が記載されたもの ②既設の照明器具が LED 照明器具でないことが記載されたもの (3) 導入設備の仕様がわかる資料 (カタログ等) (4) 補助対象事業の実施予定場所の現況写真 (工事前の写真。複数の同一設備については、代表となるものと全体を写したものを。銘板含む) (5) LED 照明器具の工事箇所がわかる配置図 (6) 補助事業者の法人登記事項証明書 (個人事業主の場合、開業届又は営業許可証等) (7) 直近1か年分の決算書 (個人事業主の場合は直近の確定申告書) (8) 市税の納税証明書 (新潟市制度用) (9) 貸金台帳 (任意の従業員1名分の申請月か前月の貸金台帳 (氏名等は黒塗り可)) (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) LED 照明導入促進補助金実績報告書 (別記様式第5号) (2) 取得した設備の納品日を明らかにする書類 (3) 事業に要した費用の請求書及び支払いを証する書類 (4) 工事前・工事中・工事後の写真 (複数の同一設備については、代表となるものと全体を写したものを。銘板含む) (5) LED 照明器具の工事箇所がわかる配置図

備考

- 1 交付申請は「事業着手 (工事契約や LED 照明器具の発注) 前」に行うこと。
- 2 表中の「事業完了日」とは、LED 照明器具の納品・工事・支払いが完了した日をいう。
- 3 交付申請は、1 中小企業者につき、1 回に限って可能。ただし市内に複数事業所がある場合、まとめて交付申請を行うことは可能。

(宛先) 新潟市長

所在地
申請者 名称
代表者名

LED 照明導入促進補助金 交付申請書

LED 照明導入促進補助金交付要綱第6条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者の概要

資本金又は出資額		円	従業員数	名
他制度の利用※1・※2	<input type="checkbox"/> 利用しない		開業日	
業種※3	(大分類)	業	(中分類)	業 (小分類)
担当者 連絡先	担当者	役職	氏名	
	電話		メール	

※1：該当する場合、を入れてください。

※2：国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関により、同一の補助対象設備に係る補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けようとする事業ではないこと。

※3：統計法第28条第1項の規定に基づき、法第2条9項に規定する統計基準である日本産業分類をご確認ください。

2. 計画の概要

補助対象事業の事業所所在地	新潟市 区			
事業期間 (予定)	事業着手予定日（工事契約日又は発注日）	令和	年	月 日
	事業完了予定日（納品・工事・支払完了日）	令和	年	月 日
施工工事 事業者名				
施工工事 事業者住所	新潟市 区			
補助対象 経費	設備費①	設備名	取得価格（税抜）	
			円	
			円	
			円	
	工事費②（税抜）		円	
	補助対象経費合計額（①+②）（税抜）		円	
補助金交付申請額（(①+②）×1/3、上限100万円）千円未満切り捨て				,000円
補助対象事業である旨の公表方法				

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

LED 照明導入促進補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった LED 照明導入促進補助金交付要綱第6条の規定による交付申請について、同要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	円
交付条件	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

LED 照明導入促進補助金 補助対象事業 変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった内容を下記のとおり変更したいので、LED 照明導入促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

LED 照明導入促進補助金 補助対象事業 変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった LED 照明導入促進補助金第8条第1項の規定による補助対象事業変更承認申請について、同条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更条件		

（宛先）新潟市長

所在地
申請者 名称
代表者名

LED 照明導入促進補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった LED 照明導入促進補助金について、LED 照明導入促進補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

1. 実績内容

事業 期間	交付申請日		令和 年 月 日
	事業着手日 (工事契約や発注)		令和 年 月 日
	事業完了日 (納品・工事・支払完了日)		令和 年 月 日
補助 対象 経費	設備名		取得価格（税抜）
	設備 費①		円
			円
			円
			円
	工事費②（税抜）		円
補助対象経費（①+②）合計額（税抜）		円	
補助金交付申請額（(①+②）×1/3、上限100万円）千円未満切り捨て			,000 円
振込先 (申請者 と同一)	金融機関名（金融機関コード）		()
	支店名（支店コード）		()
	預金種類		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	名義人		

別記様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

LED 照明導入促進補助金 交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった LED 照明導入促進補助金交付要綱第9条の規定による実績報告について、同要綱第10条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	円
確定額	円

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

LED 照明導入促進補助金 交付決定等取消等通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった LED 照明導入促進補助金について、LED 照明導入促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり交付決定等の取消しをしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	円
交付決定取消額	円
確定額	円
確定取消額	円
取消理由	

別記様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

LED 照明導入促進補助金 返還命令書

年 月 日付けで交付決定等の取消しをした LED 照明導入促進補助金について、LED 照明導入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付済額	円
返還額	円
返還期限	年 月 日
返還理由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった LED 照明導入促進補助金について、LED 照明導入促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分理由	

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった LED 照明導入促進補助金交付要綱第13条第1項の規定による承認申請について、同条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分条件	